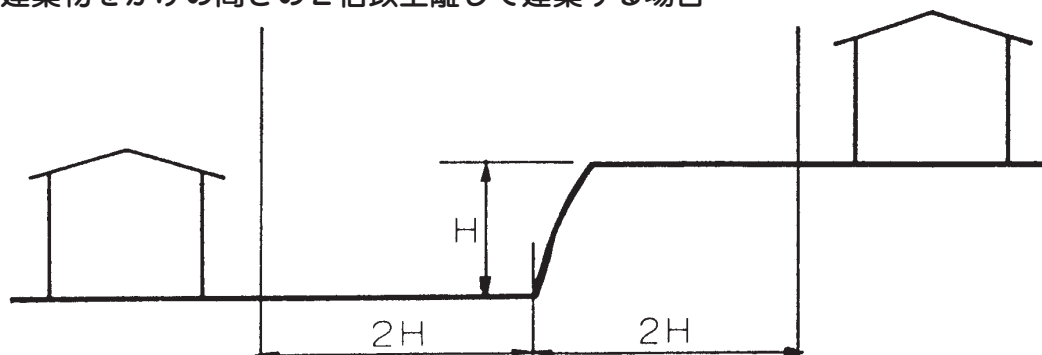


4. 計画する敷地に接して「がけ」がある場合

高さが2 mを超えるがけに接して建築物を建てる場合は、東京都建築安全条例第6条が適用され建築物の位置の制限や、その擁壁の安全性を確保する必要があります。ただし、斜面の勾配が30度以下のがけや堅固な地盤を切って斜面とした場合等で安全上支障がないと認められる場合は緩和されます。

次に、がけまたは擁壁の近くに建築物を建てる場合の建築の方法等を例記します。

(1) 建築物をがけの高さの2倍以上離して建築する場合

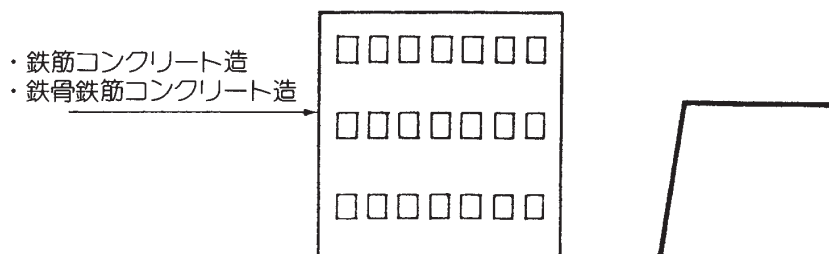


(2) 安全な擁壁を新設する、または既存の擁壁が安全であることを確かめる場合

(3) 次のAまたはBのいずれかの方法による場合

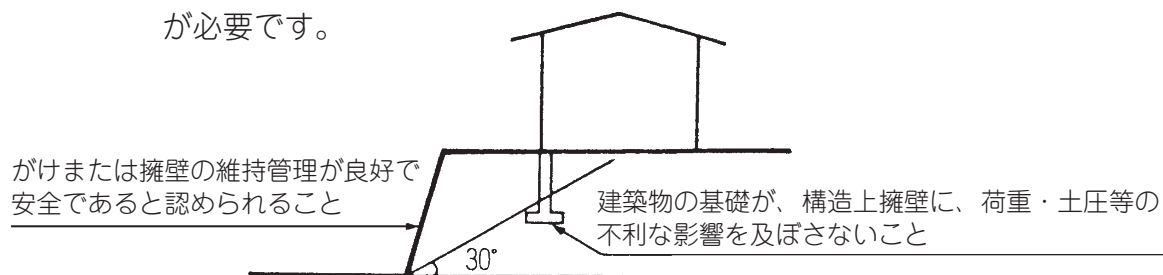
A がけの下に建築物を建てる場合

建築物が、がけの崩壊に対して安全と認められることが必要です。



B がけの上に建築物を建てる場合

既存のがけまたは既設の擁壁が、構造耐力上支障がないと認められることが必要です。



がけ・擁壁の安全化対策支援事業

がけ・擁壁の安全化（改修工事等）について一定の条件を満たすものには、その費用の一部を区が助成します。

◆詳しくは→建築課審査担当（構造）